

死によって誰が害を被るのか ——剥奪説を批判する——

吉沢 文武

序

あなたには大切なひとがいるでしょう。そのひとは家族や恋人や友人のようなひとかもしれない。そのひとが死ぬ。あなたは死んでしまったそのひとをかわいそうだと思う。そのひとは死によって害を被っている、とあなたは考える。若くして死んでしまった場合はなおさらである。やりたいことがまだたくさんあったらうに。いやしかし、いったい誰が不幸なのだろうか。いったい誰が死の害を被っているのだろうか。そのひとは死んでいて、既に存在しない…。

このような死の害についてのパラドキシカルな問題は、哲学における伝統的な問題である。多くの哲学者は死の害についての議論の起源をエピクロスに帰するだろう。死は死ぬひとにとって悪いものであるという多くのひとの持つ直観をエピクロスは否定する。またルクレティウスは死後の非存在と生前の非存在が対称的であるという立場を採り、生前の非存在の害を恐れないのだから死を恐れる必要はないという主張を行っている¹。アリストテレスは『ニコマコス倫理学』において死者の幸福に対する死後の出来事の影響を論じている²。ちなみにプラトンの『パイドン』においては、死は肉体の死であり魂は不滅であるということが論じられており、この枠組みでは死の害に関するパラドキシカルな問題は生じない。

こういった問題は現代においても議論されている。現代における死の害についての議論はさまざまな角度からなされているが、その中でもトマス・ネーゲルによって提出された死の害についての剥奪説が有力な説として多くの論者の関心を引いている。本稿では主にその剥奪説の検討を行う。

1 現代英語圏における死の害についての議論

死の害についての議論はさまざまな形でなされているが、共通しているのは、害、時間、主体という三つの問題のすべてに整合的であるような説明の提出を試みているということである。害、時間、主体の三つ巴の形は典型的には次のようになる。死んだ本人が死によって害を被っているとすれば、それは死ぬ前、つまり生きていた間か死後のどちらかである。死後に害を被るとするのであれば、既に害を被る主体はいないという問題に陥る。一方生前に害を被るとすると、確かに主体がいけないという問題は避けられる。だが、まだ死んでいないときに死がいったいどのように主体に害を及ぼしうるのか、その害とはいったいどのようなものか、という害の問題に直面する。まだ起こっていない死がどうして影響(害)を及ぼすことができようか。どの二つに整合的な説明をしても、残りの一つが解決されない。エピクロスはこれら三つすべてに整合的な説明はできないとして、「死はわれわれにとって何ものでもない」³という有名な主張を行っている。多くのひとは死ぬことは不幸なことであると考え。しかし、誰が不幸なのか。死んでしまったら不幸であるようなひとはもう存在しない。では死ぬ前のひとは不幸なのか。だが、もちろん生きていたうちには死はまだ起こってはいない。

以下、害と時間と主体の問題をそれぞれはっきりと区別して取り組むわけにはいかないのであるが、本稿では害の問題から取り組む。また本稿では、死は「われわれの存在の絶対的かつ永久的な終焉」⁴であり、死とは存在しなくなることである、と考える。この前提を終焉テーゼ(termination thesis)と呼ぶ。

終焉テーゼ：ひとが死ぬときには、そのひとは全く存在しなくなる。⁵

死をこのように考えるかどうか自体も問題となりうる⁶。しかし私は終焉テーゼを死の最も基礎的な理解であると考え。実際、死を終焉と考えない限り上で述べたようなパラドクスは生じないのである。裏返せば、例えば『パイドン』において述べられているような魂が永続するという見解を採ることは、この問題の一つの解決方法である。本稿の目的は、終焉テーゼのもとでは死の害を主

張する余地はない、ということを示すとともに、死の害についてのわれわれの直観がどういうものであるのかの説明を試みることにある。

2 剥奪説

死の害の説明としてネーゲルによって主張され始めた「剥奪による害 (deprivation harm)」とはどのようなものか。剥奪による害とはネーゲルによると、次のように説明される。「死が悪であるのは、死のもつ積極的な特質によってではなく、死が奪い去るものの望ましさによってなのである」⁷。死の害についての説明に求められる重要なポイントは、死の害を死という状態という害であるとか、死によって引き起こされる状態という害であるとかとは考えてはならないということである。死後には何らかの状態を持つような主体が存在していないため、痛みや不快感のような状態として死の害を考えるわけにはいかない。例えば怪我したことによる害は痛みが続く間のその痛みという状態、あるいは怪我によって被るその都度の不便さである、と説明できる。だが当然このような害を被ることができるのは、それを被ることができる害の主体が存在しているからである。死の害についてはそのような説明はできない。

例えば恋人との結婚を控えて若くして死んでしまったひとについて考えてみよう。われわれは彼について、生きていれば結婚をし、幸せな家庭を作り、幸せな人生を送っただろう、というように語る。このように語られることは、死者についてなされ涙をさそうような自然な状況の一つである。死によって彼からは、生きていれば後に得られていたはずの善が奪われており、その剥奪されているものに訴えて、彼は不幸だと言われているのである。このように剥奪説の考え方は日常的な語り方に即しており、また害の特徴づけも明確であり、説得的である。剥奪による害は、死んでいなければ得られていたであろうという可能性によって特徴づけられる害である。剥奪説はネーゲル以降、複数の論者によって様々な形で主張されている。

以下、剥奪説について検討を行う。私の見解は、可能性の剥奪によって死に関係はしている害を説明する方法はあるがネーゲルの狙いは果たされない、というものである。以下の議論では(2.1)剥奪説は死後に被っている害の説明とし

てはうまくいかないということを示し、(2.2)死後の害としてではなく、生前に帰属させられる害としての解釈がありうるということを手短かに示し、(2.3)剥奪による害を人生全体の害として時間の問題を回避しようとする立場を批判する。

2.1 死後の害としての剥奪説批判

死者が死の害を被っているとすればそれは痛みや不快感や損傷など、害を被る主体の心的・物理的な内在的変化を伴うような害ではありえない。われわれが死ねば少なくとも意識も身体もないからである。あらゆる害とは痛みのような状態である、と考えると死の害を認める余地はないように思われる。しかし一方で害には内在的な変化を本質としないような害として広く認められている害がある。そういった害としてネーゲルは、欺き、軽蔑、裏切り、破られた約束といった例を挙げている。これらは本人が気づくことなくなされうるし、死ぬまで気づかないことももちろんある。本人のいないところでなされているような欺きによって、欺かれている本人が気づいていなくとも、彼が欺かれていると考えることは自然であり、これらを被ることが彼自身の害であることは広く認められているだろう。このような害は「まったく関係的でしかありえない害」⁸であり、剥奪による死の害はこういった種類の害である、とネーゲルは主張する。

ここで言う関係的な害とは、害を被る主体の心的・物理的な内在的変化を本質的には伴わない害のことであり、離れた場所や過去や未来のひとや物や出来事などの空間的、時間的に隔たった外部のものとの関係によって規定される害である⁹。関係的な害において、害を及ぼされる主体とその当の害を規定する外部の対象との関係は、内在的変化が伴わないような関係である。これが関係的な害のポイントである。これらの害は積極的に不快ではない。もちろん気づいたときには不快感を伴うことがある。だがそれはこの害にとって付帯的であり、内在的な変化がなくともそれに気づくことがなくとも被っていると言うことのできる害である。

可能性の剥奪が関係的な害であることは、例えば次のようなケースを考えてみるとよくわかる。私は友人から飲み会に誘われていたが、忙しいため参加を

断ったとしよう。その飲み会には、私が魅力的だと感じ、私のような男性を魅力的だと感じるような互いにとって理想的な相手であるような女性が参加していたとしよう。飲み会に参加していれば私にはその女性と仲良くなる可能性があった。その後その女性と知り合うような機会は二度とないでしょう。このような場合、私にはなんら内在的な変化は生じていないが、しかし私は害を被っていると思われる。誘ってくれた友人が後に「その女性と仲良くなる可能性があったのに」と言ったとすれば、この害は友人にだけでなく私にも明らかになるだろう。私はがっかりするだろうが、しかしながら私はがっかりしたときに初めて不幸になったわけではない。私は自分の被っている害に気づく以前から害を被っている。というよりむしろ、既に被っていた害に気づいたのである。私には飲み会を断っていなければその女性と仲良くなっていた可能性があったが、不参加を決めたことでその可能性は奪われたのである。このようなケースにおいて、私には内在的な変化はないが、私からはその女性と仲良くなる可能性が奪われており、私は剥奪による関係的な害を被っているのだ、と説明することができる。

死によって可能性の剥奪の害を被るとされるケースは次のようなものである。あるひとが結婚前で死んでしまったとする。彼には死ななければ幸せな結婚をしていた可能性がある。彼は死んでいるので当然この害に気づくことはない。剥奪説はこのようなケースについて、彼は死んだことによってその可能性を奪われたという害を被っている、と説明するのである。彼は既に死んでいるため内在的な変化が伴っているはずもないが、害を被っているのである。

剥奪説は以上のように、そうでなければ得られていたであろう可能性によって害を説明することができる。つまり害の主体は、得られていたであろう可能性の剥奪という害を被るのである。剥奪説はわれわれの日常的な害に関する直観を説明すると思われる。しかし生きている場合の剥奪の説明としてはよいのだが、死による剥奪の害の場合、重要な相違点によって説明がうまくいかないように思われる。つまり、死の害を剥奪の害によって説明しようとしても、その害を被る主体が存在しないのである。実はネーゲル本人もこの点には気づいているように思われる。ネーゲルは剥奪説を説明する際に「その過酷さにおいて死に近い、剥奪の一例」¹⁰として聡明な人物が脳に損傷を受け、生後三ヶ月

の赤ん坊のような精神状態に精神的退行をする、という例を挙げている。この例は死の害のような剥奪の例としてどう理解すればよいのだろうか。この例においては主体は存在しており彼は自分の状態を嫌悪することがないだけで、精神退行したその存在している主体が害を被っているのだ、というように理解するのが自然であろう。これは女性と仲良くなる可能性の剥奪のケースと同様には理解できる。だが重要なのは、主体がすでに存在していない場合の死の害の説明にこの例がどう効いているのか、という点である。ネーゲルはこの主体の問題についてかなり微妙なことを述べている。ネーゲルは「彼がまだ存在していると言えるのかどうかにさえ、いくらか疑問がある」とし、「聡明な大人はもはや存在せず」残されたそのような状態の彼をかつての彼とは言えず、害を被っている主体であると考えられているのはかつての彼である、と述べている¹¹。ネーゲルはこのように述べることで主体が既に存在していなくとも剥奪による害を被る、ということ为例証しようとしている。しかしこの例は、害の主体の存在を精神退行後の彼が存在していることに訴えて確保しているように思われる。つまりこの例が説得的だと感じるときには、害の主体が存在しているという直観が暗黙のうちに得られているのである。一方、死の害については主体が存在していると言えるような余地はない。

私は脳損傷の例は適切ではないと考える。しかしながら死の害を関係的な害と言うときのネーゲルの主張のポイントはおそらく「人に起こりうる善や悪を、特定の時点において彼に帰される非関係的な諸性質に限定することは、根拠のない独断にすぎない」¹² という見解にある。害の帰属の時点が特定できないというネーゲルの時間に関する見解は検討する必要がある。この検討は2.3節で行う。

時間的に存在している存在者に特定の時点でなく害が帰属させられる、というネーゲルの主張がどのように理解可能かに関しては後に戻ることにするが、剥奪の害は死後に主体に帰属させられるという立場を明確に主張する論者にブラッドリーがいる¹³。害の主体が存在しないという問題は、剥奪の害の帰属時間を明確にするとよりはっきりする。ブラッドリーは次のような総合的な価値評価によって剥奪の害を説明する。事態 p が成立している世界を w 、時点を t 、主体を s として

wにおける主体sにとっての時点tにおける事態pの総合的価値
 = (wにおけるsにとっての時点tの内在的価値) から (pが成立していな
 いwの最近接可能世界におけるsにとっての時点tの内在的価値) を引
 いた価値¹⁴。

死んでいる場合には身体も意識もないため、時点の内在的価値はゼロであると
 しよう。主体sにとってある時点tに死が悪であるのは、sが死んでいない(pが
 成立していない)最近接可能世界におけるsにとってのその時点tの内在的価
 値がゼロよりも大きい場合である。このような場合、彼が死んでいるという事
 態の総合的価値はマイナスになる。剥奪と害という言葉を用いて言い換えるな
 らば、彼は死んでいなければ得られていた内在的価値を剥奪されているという
 害を被っている、ということになる。

以上のように害を規定し可能性に存在論的含意を認めれば客観性も確保でき
 る。剥奪説は害の説明に関しては非常に鮮やかなのである。だが結局のところ、
 せつかく規定したその害が帰属させられる主体が存在していない、という主体
 の問題が解決できない。死後に存在し続けるのはせいぜい可能的なひとの方で
 あり、死んだひとの方ではない。しかも、生き続ける可能的な彼はむしろ死な
 なかったことでより高い総合的価値を持っている。

もちろんこの反論はすぐに思いつきそうな反論であり、ブラッドリーも答え
 ようとしている。ブラッドリーによる応答は「害する(harm)」という語の用法
 に関するものであり、次のようなものである。「害する」は「蹴る」などの関係
 とは異なり、関係の成立のために関係の二項ともが存在している必要はない。
 例えばチェルノブイリの爆発は既に存在していないが被害者は害を被ってい
 る。あるいは害と悪という語は区別して用いることができる。悪いという語の
 意味を、出来事がひとを害することなくそのひとにとって悪い(bad)という言い
 方を許すようなものとすれば、上述の反論を避けることができ、次のように言
 うことができる。死は死者を害することはないが、死は死者にとって悪なので
 ある¹⁵。

しかしながら私の見るところブラッドリーの応答は不十分である。まず、説

明すべきなのは害を被る主体の方が存在していないという場合の害であり、害を及ぼす対象の方が存在していない例を挙げるのは不適切であろう。また、害と悪との用語上の区別をしたところで次のように再度問うことができるのである。「害されているのではなく悪いのだ、それは認めよう、しかし、誰にとつて？」と。やはり主体の問題の解決、つまりは終焉テーゼと整合的な説明をすることが死の害の問題の要なのである。

上述したような形で可能性に訴える剥奪説では主体の問いに答えることができないと私は考える。剥奪説が陥るのは、害を被るのは死後であるとする、害は明確に規定され害の問題は解決するが、やはり終焉テーゼによって主体の問題に陥る、というパターンである。だが剥奪説がうまくいかない結論を下すのは性急である。剥奪説がわれわれの死者に対する語り方に即していることは確かである。次節では、少なくとも剥奪説が説明するわれわれのその直観は、死にまつわる生前の非関係的な害によって説明されるということを示そうと思う。また剥奪説を採りながら、いつ死者が害を被るのかという時間の問いに対して、剥奪の害は人生の害あるいは人生の不幸なのであり時間の問いはナンセンスである、と答える立場がある。この立場を人生説と呼ぶことにするが、害を被るのは「永久に」であると答えるフェルドマンも人生説に分類できる。またネーゲルも人生説を部分的に主張しているように見える。次節では剥奪説の別の解釈について見ることにし、さらに2.3節で人生説について検討する。

2.2 可能性の解釈

死の害を、生きていれば得られていたはずの可能性が奪われる、と説明するのが剥奪説の特徴である。前節では剥奪説は終焉テーゼによって受け入れることができないことを示した。しかし剥奪説の直観自体は間違っていないと私は考える。というのは、可能性によって特徴づけられ、死と関係している、剥奪の害と密接に関わる害があることは確かだからである。本節ではその害と剥奪説の関係を手短かに説明したい。可能性が奪われるということを、死ぬ前に起こる非関係的なものとして解釈する方法は二通りあるように思われる。

(a) 願望と失望

例えば若くして死んでしまい野球選手になる可能性が奪われた、と言われていた人について、「野球選手になる可能性」として表現されるものは、生前に彼が持っていた願望であるとも考えることができる。これこれの状態になりたいという願望を持ち、それが適わないと認識することで失望する、あるいは失望感を抱くという心理的な害を被ることはよくあることである。死は願望を頓挫させるものの一つである。死に関する失望の典型的なケースは、未来について願望を持っているが自分の死が近いことを認識したケースで、例えば「孫の顔を見ることができない」といった失望である。一方で死によって頓挫しない願望があって、自分が成し遂げることを望まない場合や成立を知ることが望まない場合、例えば「孫が無事に生まれてきてほしい」といった願望は、願望の成立前に死んでしまうと解っても失望は生じない¹⁶。

願望にも失望にも合理的であるかどうかといった評価の基準を設けることもできるだろう。そういった基準は例えば他人がどのくらいその願望や失望をまじめに受け止めるべきかについての基準になる。だが、基準の問題は別にして、物理的には突拍子もない願望を持つことも、実際にはまだ望みがあるのに(例えばまだ死なないのに)誤って失望してしまうことも、失望感という害をなすものとしては排除されない。願望とはあくまでも可能性があると思うことである。

例えば「死にたくない」という願望がある。われわれは死なないことはなく、死にたくないという願望は物理的存在者である限り不可能な願望である。この願望は全くもって合理的ではないが、しかし一般に認められるべき願望である。また、死にたくないという願望の実現を享受しうる主体として考えることができるのは、消滅しないような主体だけであろう。ネーゲルは必ずしも明確ではない彼の剥奪説の主張において、明らかにこういった願望とそのような主体についてのわれわれの感覚を念頭に置いている。「外側から見れば、人間は明らかに自然の寿命を持っており、せいぜい百年ほどしか生きることができない。これに対して、自分自身の体験に関して人間が抱いている感覚には、この自然的限界という観念が備わっていないのである。」¹⁷

失望という害は、あくまで生前に、自然的限界なく存続する主体から死によって未来の可能性が奪われると本人が生前に思うことによって被るのである。

注意すべきなのは、この失望の害は正確に失望感に尽きるということである。生前の失望感に付け加えて被る死後のさらなる害はない。そのような可能性があるとかくまで生前に思うことに関しては、剥奪説は機能する。

(b)能力の喪失

剥奪説とは死によって可能性が奪われるという説明であるが、死によって典型的に奪われているのは身体能力などの物理的状态であり、そのことによって(正確には、そのことが)可能性が奪われているとされている、と考えることができる。死によって身体は機能しなくなる。例えば特定の優れた身体能力は、ある状況の下でのボールを速く投げる能力とか、野球選手になる能力とかのことであると考えることができる。若くして死んだことでそのひとから奪われた「野球選手になる可能性」と言われているものは能力であると考えることができ、この能力の基盤を優れた身体能力等の物理的状态であると考えることができるのであれば、可能性の剥奪は、物理的に損傷を受けるという生前の物理的な変化そのもののことであると説明することができる。死について言えば、死によってそのような可能性の物理的基盤である身体は剥奪されるのである。

ただし注意すべきなのは、この可能性は正確には主体から奪われるのではないという点である。死はこの場合、身体と身体能力が失われることにあり、死後も残る主体から奪われるのではない。可能性はあくまで生前において奪われ、完全に失われる。念のため強調しておく、可能性が失われた後に、失われたことによるさらなる害を被っていると考えることもできない。それはもちろん、主体がないからである。

以上、剥奪説によって奪われるとされる可能性について二つの解釈を述べた。この二つの解釈のどちらにおいても死者が死後に害を被るという解釈をする必要がない。害は生前に被られるものとして説明され、主体の問題は生じない。この二つの害は、死に関する害である点と可能性によって説明がなされる点において、剥奪の害と特徴を共有している。

だが、生前に被り尽くされるようなこれらの害をネーゲルはそもそも問題にしていないだろう。ネーゲルが剥奪説によって説明を試みているのは、主体が

(もはや)存在していないときにしかし依然としてその主体が被ると思われる害である。その説明のためにネーゲルは害を可能性によって特徴づけたのであった。だがこれがうまくいかないことは既に示した。私の見解はこうである。剥奪説が死の害の説明のために訴えた可能性は、失望と能力の喪失という形でそれぞれ心的、物理的に生前の主体が被る害を説明する。しかしながら死によって起こる死後の害を説明することはない。

最後に次節で、死の害はあくまで死んだ本人が死後と生前にではなく被るとする人生説について検討する。

2.3 人生説

害の問題を剥奪説によって解決しようとする場合、死は存在しなくなることであるという終焉テーゼによって主体の問題が解決されないという事態に陥ってしまうが、剥奪の害を生前に被る害であると解釈する方法が二つあることは前節で述べた。しかし死の害はあくまで死んだ本人が生前にではなく被る、と言いたい直観を説明するために「人生」や「人生全体」が被るのである、という見解を採る立場がある。人生のようなものを考えることで時間の問題を解決する、あるいは解消しようとする立場が人生説である。

既に少し触れたが、直接的な「人生」による説明は次のようになる。剥奪の害や不幸が主体に帰属させられる時間を問うのは、「人生全体としての不幸を経験や状態としての不幸と混同する」ためである。人生全体の不幸は「ある期間を全体として見て初めて、不幸かどうか問うことが意味をなすようなものである」¹⁸。つまり、若くして死んだ彼が不幸だったのは彼の人生全体であり、剥奪の害や不幸は人生が終わった特定の時点に決定されるものであるというだけで、死後や生前の特定の時点に被るものであるわけではない、ということである。

「人生」に明確に言及しているわけではないが、ネーゲルとフェルドマンの剥奪の害の帰属時間に関する奇妙な立場は、人生説を採っていると考えることで理解することができる。比較的明瞭なフェルドマンの主張は、一つの時点において内在的価値を比較していたブラッドリーとは異なり、死んでしまった現実世界の価値と生き続ける可能世界の価値を比較する、というものである。この

見解を人生説とすることが正しいと言えるかどうかは必ずしも明確ではないが、フェルドマンは自身の説を人生と人生の比較であるとは認めている¹⁹。ネーゲルについてはさらに不明確ではあるのだが、24歳で死んだジョン・キーツの人生と82歳で死んだレフ・トルストイの人生を比較し、短命であるキーツの損失の方が甚大であると判断されるようなケースを剥奪の害の典型的な例と考えている。そして彼らは剥奪の害を被る時点に関して、フェルドマンは永久であるという見解、ネーゲルは特定の時点ではないという見解をそれぞれ主張する。どちらも時間的に存在するような存在者について自然な仕方而言及できるような時点ではないが、人生全体が害を被る時間についての説明ということであれば理解できると思われる²⁰。

このような「人生」は生きている間の不幸について語る際にも用いられている。様々な苦痛や苦労があるとき、後にそれらを振り返り、それぞれの時点での不幸にさらに加えて「彼の人生は不幸だ」と人生に不幸を帰属させるという語り方がなされる。そのときには人生は当然のこととして本人であると考えられている。

しかしながら、やはりこの見解も終焉テーゼに反しているのである。このような人生と本人とを何らかの仕方で同一視するという考えは、終焉テーゼのような死についての厳しい前提のもとでは維持することはできない。第一に、人生とは本人が死んだ後にも存在し続けて害を被ると考えられている存在者であり、死なないような存在者である。だが、他方の本人は、死ぬような存在者である。死の害のパラドクスの解決のために死なないような存在者を持ち出すべきではない。

第二に、仮に人生説によって時間の問題が解消することを認めたとしても、終焉テーゼに基づいた私の問いはさらに続く。「死の害は人生全体の不幸である、人生を全体として考えて初めて意味を持つ害である、それは認めよう。ではその人生全体の不幸は誰が被っているのか？」と。本人は存在していない。不幸であった人生を送ったとわれわれに同情されているのは誰なのか。この問いに対しては「害を被るのは人生である」とは答えられないだろう。人生説では害の問題が解決し、時間の問題が解消し、しかしながら主体の問題が解決されないのである。

とはいえ一方で私は人生説、というよりも本人などの存在している対象ではないような、つまり、非存在の対象に訴えて死の害の直観を説明するという方針にも正しいと言える側面があると考え。死者の被る害についての直観の一部は、もっと直接的な対象にコミットする直観なのである。このような直観がもっと鮮明になるのは、例えば死者に対して「追悼する」とか「尊敬する」とかといったことを行うときである。死んでしまったひとはもう存在していない。ではいったいあなたは誰を追悼しているのだろうか。誰を尊敬しているのだろうか。終焉テーゼを維持したまま対象への直観を説明するには、非存在対象に訴えるという方法がある。非存在対象は、テレンス・パーソンズらの発展させたマイノグ的な対象についての理論を用いて扱うことができる。このような死者へのアプローチは、おおざっぱに言えば、死者は存在はしていないが対象としてはあり、生きて存在しているひとの様々な行為の対象ではありうるのだ、という説明になるだろう。例えばわれわれはシャーロック・ホームズなどの虚構の対象や黄金の山や誠実なひとなどの存在していない対象に対してかなりのことを行っているのであるが、しかしそのことから虚構的对象がなんらかの本当の変化を被っているとは考えないだろう。死の害の議論においてこの方針を採る論者にはユアグローがいる²¹。だがこのアプローチは本稿の議論とは大きく趣を異にするアプローチなので、これに関して論じるのは稿を改めたい。ともかくもここまでの議論で一つの見解は示され、本稿の目的は達せられたと考える。

結論

本稿では死の害の説明として有効であるとされる剥奪説の批判を試みた。可能性によって特徴づけられる剥奪説の直観は、生前における害の直観を説明するものであって、死者が死によって被る害の説明としてはうまく機能しないことを示した。終焉テーゼは強力であり、そのもとでは死者が死の害を被るということを主張する余地はない、というのが本稿の結論である。害を被っているような死者は存在しない。くれぐれも、死んでしまっただけに死者に害を被らせ続けることは悪趣味だろう、といった一言を付け加えることは控えなければな

らない。そのような配慮を受けるべき死者は存在しないのである。

註

- ¹ 誕生も死と同じようなパラドキシカルな問題を生じさせるとは一般には考えられていない。多くの論者は死後の非存在の期間と生前の非存在の期間を非対称なものとし、生前の非存在によって主体が害を被っていたとか、遅すぎる誕生によって何らかの善を受け損ねた、とかというようなことは考えない。本稿では誕生の問題は取り上げないが、特に名前の指示や量化について死者が問題を引き起こすと考える論者にとっては、誕生もまた問題である。「現在ソクラテスは存在しない」を「ペガサスは存在しない」のように指示対象が存在しないような名前についての言明であると考えるのであれば「B.C.500 にはソクラテスは存在していない」というような言明にも問題があるだろう。あるいはパーフィット [Parfit(1984)pp.351-79、邦訳：479-531 頁] が提出している例であるが、まだ生まれていない子どもの人生を考慮して妊娠を思いとどまるべきであると忠告をする場合や、まだ生まれていない未来の人類に関わる危険な政策決定に関する善悪の判断を行う際には、誕生ということが問題となる。
- ² 『ニコマコス倫理学』第1巻 10・11 章、42-7 頁。
- ³ 『エピクロス：教説と手紙』、67-8 頁。「なぜなら、生きているものところには、死は現に存しないのであり、他方、死んだものはもはや存しないからである。」
- ⁴ Nagel(1979)p.1 [邦訳：1 頁]。
- ⁵ Feldman(2000)p.100。
- ⁶ Feldman(2000)では例えば、死んだ主体は死後も死体として存続するということが論じられており、死とは存在しなくなることでありという見解が拒否されている。Geach(1969) [sect.2, pp.17-29] では死後に生前のひととの同一性を保って存続するということは物理的に不可能であり、言語の意味の観点からもナンセンスであると論じられている。
- ⁷ Nagel(1979)p.4 [邦訳：6 頁]。
- ⁸ Nagel(1979)p.6 [邦訳：11 頁]。
- ⁹ 例えば誰かに殴られる、といった場合もちろん殴られることの害は外部のものを害の規定に必要とするため、これも「関係的な」害と説明することができるように思われるだろう。しかし、殴られたときには殴られたひとには接触やエネルギーの伝播などの内在的な変化が生じており、殴られるといった害は、本質的に内在的な変化を伴う害である。
- ¹⁰ Nagel(1979)p.5 [邦訳：9 頁]。
- ¹¹ Nagel(1979)p.6 [邦訳：9 頁]。
- ¹² Nagel(1979)p.6 [邦訳：10 頁]。
- ¹³ Bradley(2004)。ブラッドリーの見解はフェイト [Feit(2002)] の見解を修正したものである。フェイトの見解は大まかに言って次のようなものである。ある時点で死んだあるひとについて、彼は現実世界においてその時点で死ななかつたとしても後の時点に結局は死ぬ。彼が死んでいないような最近接可能世界で彼が死ぬまでの間、彼は死の害を被る。
- ¹⁴ Bradley(2004)p.9。ある一つの事態 p の価値を、現実世界の時点の内在的価値と可能世

- 界の時点の内在的価値の比較によって説明している。あるひとの死後には、現実世界には意識も身体もないため主体の持つ価値や主体の持つ状態を比較することはできないが、その時点、つまり世界の時間切片の内在的価値であれば比較することができる。
- ¹⁵ Bradley(2004) pp.22-3.
- ¹⁶ あるいは失望という害ではなく、実現の確信の持てない願望を持っている不安感を害であるとも考えることもできるかもしれない。つまり願望の実現は積極的な意味で善いのではなく、願望が実現されると不安が取り除かれるという意味で善いのだ、と考えることができるかもしれない。願望が実現されずに死ぬことは不安という害を被ったままに死ぬ、ということになる。
- ¹⁷ Nagel(1979) pp.9-10 [邦訳：14-5頁]。
- ¹⁸ 金杉(2006)97頁。
- ¹⁹ Feldman(1991)p.220。「私の提案はシルバースタインが『人生 - 人生比較(life-life comparison)』と呼ぶものを前提している」として Silverstein(1980)p.405を参照している。フェルドマンの引用するその箇所ではシルバースタインは「人生 - 人生比較」がどういった見解であるのかを明確には述べていない。しかし同論文の結論で(p.424)シルバースタインは、自身の採る立場に基づけば「時間的全体としての人生(life as a temporal whole)」と「別のありえた可能的人生全体(alternative possible life-whole)」の比較を行うことができると述べている。さらに Silverstein(2000) pp.119-20 においてシルバースタインは、自身の議論とフェルドマンの議論は害の帰属時間の見解を除けばパラレルであると述べている。
- ²⁰ フェルドマンの時間に関する見解を他の仕方で解釈する論者もいる。ルーパー[Luper(2007)pp.240-1]は害を被るのは「永久にである」というフェルドマンの見解について、害を被っているということが「真であるのはいつか」という意味での「いつ(when)」への答えであるという解釈を行い、死の害の議論において時間の問題として問われている「いつ」とは意味が異なる、と退けている。またラモント[Lamont(1998)pp.200-1]はフェルドマンの「いつ」は条件という意味であると解釈している。
- ²¹ Yourgrau(1987, 2000)。ただしユアグローは死者と虚構の対象とは異なる、という立場を採っており、死者が非存在対象であるのに対し虚構的对象は「無(nothing)」[Yourgrau(1987)pp.91-2、邦訳：198頁]であると考えている。

文献

- アリストテレス『ニコマコス倫理学』、高田三郎訳、岩波書店、1971年。
- エピクロス『エピクロス：教説と手紙』、出隆・岩崎允胤訳、岩波書店、1959年。
- プラトン『パイドン』（『プラトン全集 1』所収）松永雄二訳、岩波書店、1975年。
- ルクレティウス『事物の本性について』（『世界古典文学全集 21』所収）、藤沢令夫・岩田義一訳、筑摩書房、1965年。
- 金杉武司(2006)、「死は(なぜ)不幸なことなのか?」、『高千穂論叢』第40巻、第3号、87-101頁。
- Bladley, B. (2004), "When Is Death Bad for the One Who Dies?" *Noûs* 38, 1-28.
- Feit, N. (2002), "The Time of Death's Misfortune," *Noûs* 36, 359-83.
- Feldman, F. (1991), "Some Puzzles About the Evil of Death," *The Philosophical review* 100.2, 205-27; reprinted in Fischer, 307-26.

- (2000), “The Termination Thesis,” *Midwest Studies in Philosophy* 24, 98–115.
- Fischer, J. M., ed. (1993), *The Metaphysics of Death*, California: Stanford University Press.
- Geach, P. (1969), *God and the Soul*, London: Routledge & K. Paul.
- Lamont, J. (1998), “A solution to the Puzzle of When Death Harms its Victims,” *Australasian Journal of Philosophy* 76, 198–212.
- Luper, S. (2007), “Mortal Harm,” *The Philosophical Quarterly* 57, 239–51.
- Nagel, T. (1979), “Death,” in T. Nagel, *Mortal Questions*, Cambridge: Cambridge University Press, 1–11. [トマス・ネーゲル「死」『コウモリであるとはどのようなことか』永井均訳、勁草書房、1989年。]
- Parfit, D. (1984), *Reasons and Persons*, Oxford: Clarendon Press. [デレク・パーフィット『理由と人格』、森村進訳、勁草書房、1998年。]
- Parsons, T. (1980), *Nonexistent Objects*, New haven: Yale University Press.
- Silverstein, H. (1980), “The Evil of Death,” *Journal of Philosophy* 77, 401–24; reprinted in Fischer, 95–116.
- (2000), “The Evil of Death Revisited,” *Midwest Studies in Philosophy* 24, 116–34.
- Yourgrau, P. (1987), “The Dead,” *Journal of Philosophy* 86, 84–101; reprinted in Fischer, 137–56. [パレ・ユールグラーウ〔ユアグロー〕「死者」村上祐子訳『現代思想：可能世界 / 固有名』、Vol. 23-04. 青土社、1995年。]
- (2000), “Can the Dead Really Be Buried?” *Midwest Studies in Philosophy* 24, 46–68.

(よしざわ ふみたけ／千葉大学)